

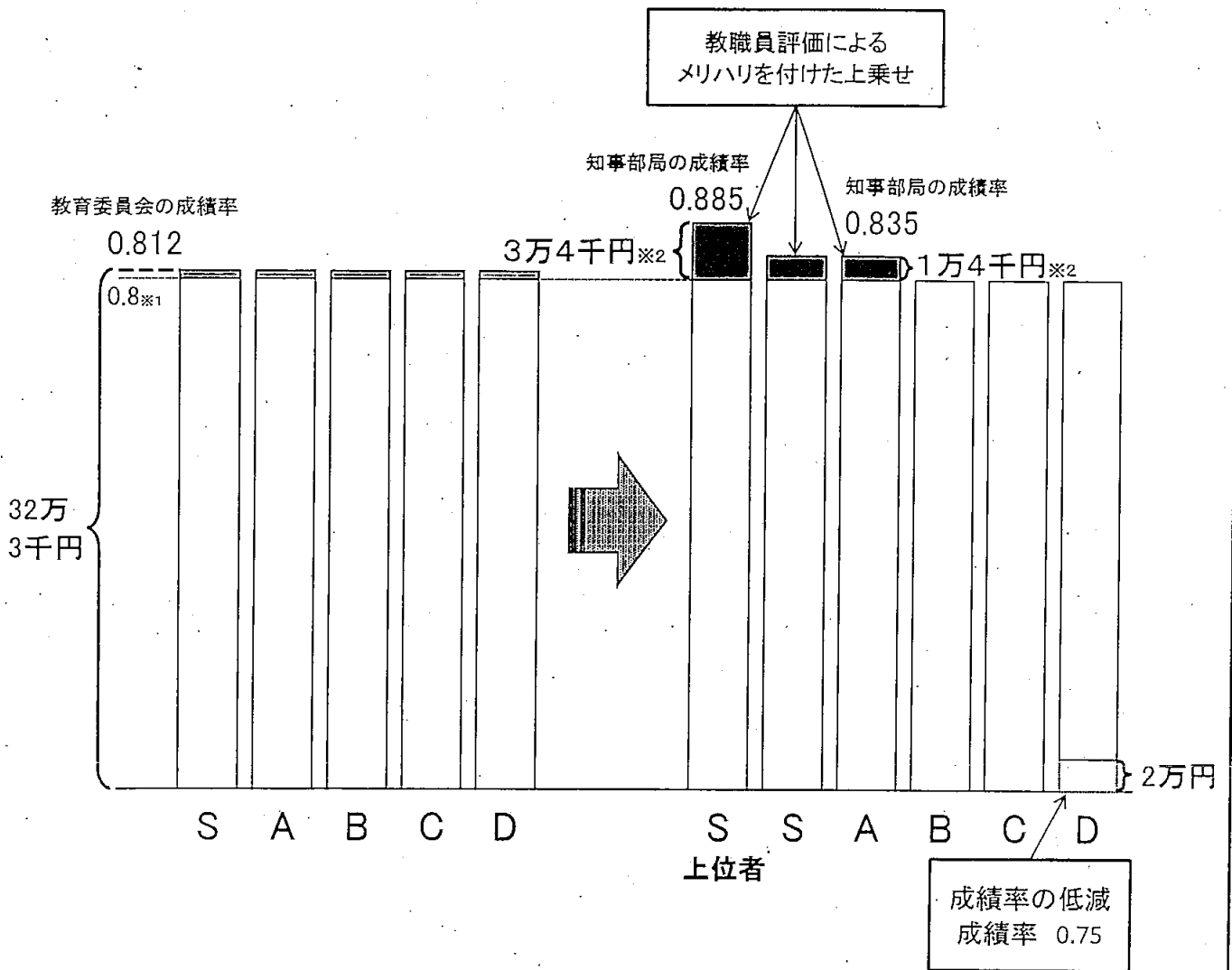
評価結果の活用(勤勉手当)

教職員課

【教職員】

H28.12月をもとにした勤勉手当のイメージ

(金額は、「モデル:教諭 経験15年、37歳」の場合の試算額)



※1: H28.12月の勤勉手当における条例に基づいた支給割合
 なお、H29.6月における条例に基づく勤勉手当の支給割合は、0.85になる見込み

※2: H28.12月の勤勉手当における知事部局の成績率による上乘せ金額